

谷山第二地区 第31号

## 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課

〒891-0194

鹿児島市谷山中央四丁目4927番地

谷山支所3階

谷山第二地区係 TEL099-269-8436(直通)

工事係 TEL099-269-2141(直通)

補償係 TEL099-269-8437(直通)

谷山駅周辺地区係 TEL099-269-8435(直通)

谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、平成二十三年度も皆様方のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりました。御所下和田名線などの幹線道路や区画道路、敷地造成の一部などが完成いたしました。なお、御所下和田名線が昨年の十月十五日に暫定供用を開始しました。工事期間中は、何かとご迷惑をおかけしましたが、ご協力いただきありがとうございました。平成二十三年度末現在での進捗状況は、事業費べースで約九四%となっております。



## 平成二十三年度の執行状況



## 平成二十四年度の予算について

平成二十四年度の谷山第二地区土地区画整理事業の当初予算是、約十七億七千万円で主な内容は次のとおりです。

○ 建物移転 五十棟  
(本城・岩下地区の建物移転)

○ 幹線道路築造 約一、一五九m  
(不動寺・本城・岩下地区の各一部)

○ 区画道路築造 約一、一一〇m  
(不動寺本城線)

○ 護岸築造 約一、一五九m  
(本城・岩下地区の各一部)

○ 幹線道路築造 約一、一〇〇m  
(不動寺本城線)

○ 木之下川改修事業 (谷山第二地区) の予算は、約一億三千万円で次のとおり実施する予定です。

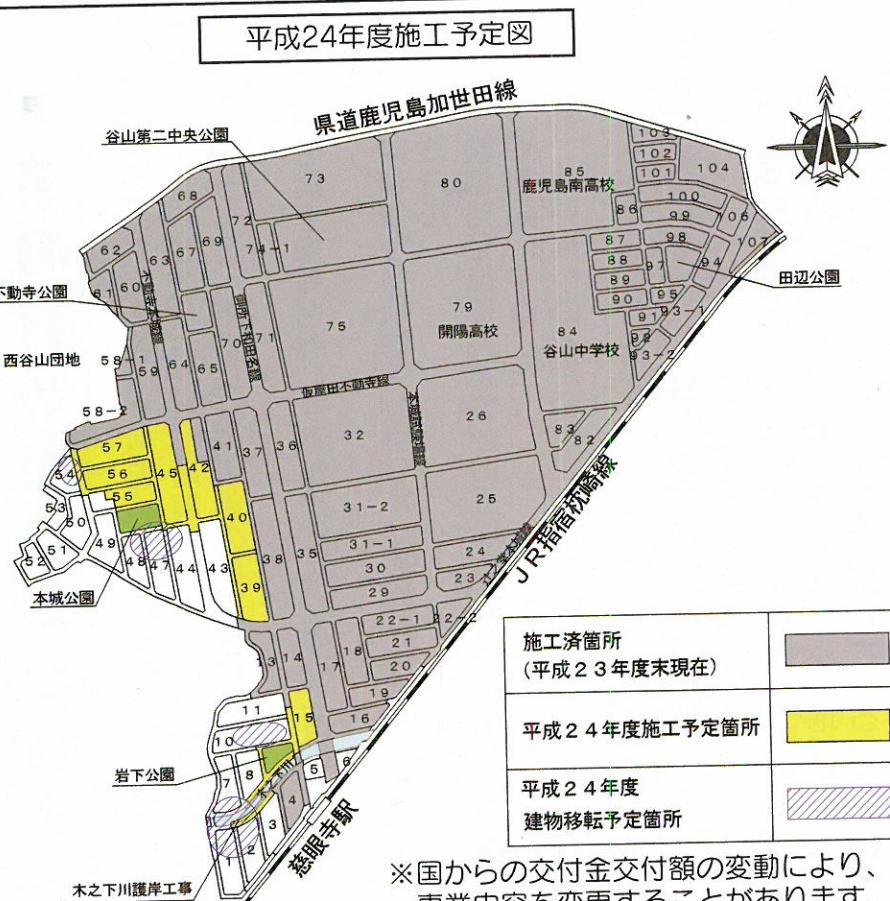
○ 一号水路外1水路改良 約三八〇m

○ 木之下川改修事業の予算は、約一億五千百万円で次のとおり実施する予定です。

○ 護岸築造 約六四m

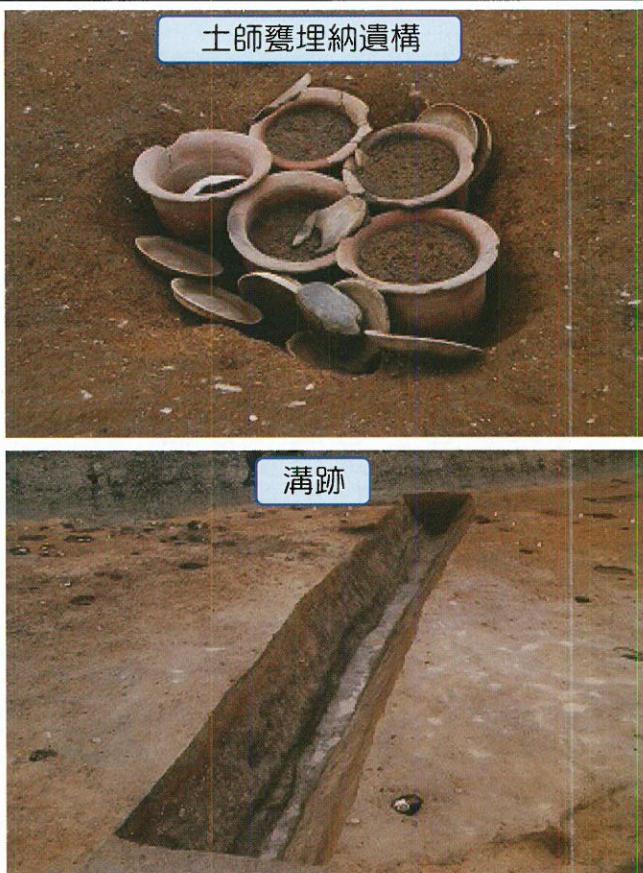
○ その他、連続立体交差事業への負担金の支出等

今年度も事業を円滑に進めることができますよう、引き続きみなさま方のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。なお、今年度に工事を予定している箇所は、図のとおりです。



\*国からの交付金交付額の変動により、事業内容を変更することがあります。

## 埋蔵文化財の発掘調査について



谷山第一地区土地区画整理事業に伴つ不動寺遺跡の発掘調査（計画図②区域）が、平成二十一年の十一月中旬から平成二十四年の三月まで市教育委員会によつて実施されました。引き続き、計画図③区域の調査を実施しております。これまでの調査結果では、縄文時代中期末（約四千年前）から鎌倉時代初め（約八百年前）まで先人達が永きにわたり生活を営んでいた遺跡であるといつことが分かっています。

今回の発掘調査では、土師甕埋納遺構が見つかりました。この遺構は、橢円形の浅い穴の中央に素焼きの小型の甕が五つ隙間なく配置されており、穴と甕の隙間から素焼きの皿が一点出てきたものでした。同じようなものは、これまでに県内でも見つかっていない非常に珍しいものです。その他、平安時代（約千年前）のものと考えられる建物跡（掘立柱建物跡）、鎌倉時代のものと考えられるV字の形をした溝跡や繩文時代後期の土坑等が見つかりました。このように不動寺遺跡では、当時の人々の生活を垣間見ることのできる資料が数多く見つかり、谷山地域をはじめ鹿児島市内の歴史を考える上でも非常に貴重な資料を得ることができました。

これも周辺の皆様方のご理解とご協力をいただいている結果であり、感謝申し上げます。

## 調査・測量などについて

現在の権利者については、市で調査を行いますが、新たな権利者については、発掘調査に係る費用負担等が発生する場合があります。

調査、測量のため、市が委託したコンサルタントなどの調査図が、皆様の土地への立ち入りをお願いすることがあります。  
このような場合は、調査員は谷山都市整備課が発行する身分証明書を持参しておりますので、お確かめのうえ、ご協力をお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら、谷山都市整備課にお問い合わせください。

みなさまへのお願  
い

- 登記名義人が変わったとき。  
(登記簿謄本の写しを添付してください)
  - 住所を変更したとき。
  - 代理人を定めたとき。
  - 借地権の申告をするとき。  
(他人名義の土地に建物などを所有する人)  
土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。(法七十六条許可)  
このような場合は、届出又は許可が必要になりますので、詳しくは『谷山第一地区係』にお問い合わせください。

# 仮換地の売却について

土地区画整理事業施行区域内の土地の売買について  
特に制限はありませんが、鹿児島市有地（小宅地対策用地  
・換地操作用地）を購入する旨の確約をしておられる方は、仮  
換地の新たな所有者（買われる方）にこの確約を引き継い  
でいただすことになりますので、仮換地の売買にあたって  
は、そのことを新たな所有者によく理解していただきの承  
じてもう一つ必要があります。

この場合、普通財産譲渡申込書等書類の提出をしてお  
だく必要がありますので、売買を行つ際には、必ず『谷山  
第二地区係』へご連絡ください。

共有名義を単有名義にするために、次の二通りがあります。

① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義による方法

② 換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して、單有名義にする方法

なお、鹿児島市は名義変更はできません。

## 共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方について  
は、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行  
つておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。  
す。

